

導入促進基本計画

1 先端設備等の導入の促進の目標

(1) 地域の人口構造、産業構造及び中小企業者の実態等

本市は、平成 16 年 11 月に堀之内町、小出町、湯之谷村、広神村、守門村及び入広瀬村の北魚沼郡旧 6 町村の合併により誕生しましたが、合併直後の平成 17 年には 43,555 人だった人口が令和 2 年には 34,483 人となり、15 年余の間に 20.8%に当たる約 9,100 人が減少するなど、人口減少の加速化が深刻な影を落としています。

年齢区分別の推移でみると、平成 17 年には 6,083 人だった年少人口が令和 2 年には約 2,500 人 (40.7%) 減少して 3,610 人となった一方で、平成 17 年に 11,890 人だった老年人口が令和 2 年には約 1,000 人 (8.5%) 増加して 12,899 人となっており、少子高齢化が進んでいます。

この関係で、15 歳から 65 歳までの生産年齢人口については、平成 17 年の 25,580 人が令和 2 年には 17,816 人となり、15 年余の間で約 7,800 人 (30.4%) も減少し厳しい状況となっています。

また、本市の産業構造をみると、平成 28 年の産業別事業所数では、第 1 次産業が 42 事業所、第 2 次産業が 583 事業所、第 3 次産業が 1,514 事業所の合計 2,139 事業所となっています。事業所の規模別でみると、20 人以下の事業所が全体の約 9 割を、5 人以下の事業所が全体の約 7 割をそれぞれ占めており、小規模事業所が地域経済において雇用を支える重要な存在となっています。

なお、本市では中小零細企業が多いことを踏まえて、「魚沼市中小企業・小規模企業振興基本条例」を平成 28 年に制定し、中小企業者の企業活動の維持と成長を目指すこととして取組を進めています。

加えて、「魚沼市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を包含した「第二次魚沼市総合計画」において人口減少の抑制に向けて社会減と自然減の両面から対策を講じることとしております。

特に社会減対策として、地域を担う若い世代が安心して働くことのできる「安定した就業の場」の確保に対する取組が求められてることから、将来を担う人財育成に取り組むとともに、生産性向上に向けた設備投資の推進、労働環境改善の支援などの施策を進めていく必要があります。

(2) 目標

先端設備等導入計画の認定数 30 件以上を目標とします。

(3) 労働生産性に関する目標

先端設備等導入計画を認定した事業者の労働生産性(中小企業等の経営強化に関する基本方針に定めるものをいう。)を、年平均3%向上させることを目標とします。

2 先端設備等の種類

本市の産業は、多種・多様な業種によって構成されていることから、幅広い取組を促すため、本計画において対象とする設備は、中小企業等経営強化法施行規則第7条第1項に規定する先端設備の全部を対象とします。

3 先端設備等の導入の促進の内容に関する事項

(1) 対象地域

本市の産業は、多種・多様な業種によって構成されていることから、幅広い取組を促すため、本計画の対象区域を本市の全域とします。

(2) 対象業種・事業

本市の産業は、(1)の対象地域に述べたとおり、多様な業種から成り立っていることから、幅広い取組を促すため、本計画の対象業種及び事業は本市で行われる全業種及び全事業を対象とします。

4 計画期間

(1) 導入促進基本計画の計画期間

導入促進基本計画の計画期間は、国が同意した日から2年間とします。

(2) 先端設備等導入計画の計画期間

先端設備等導入計画の計画期間は、3年間、4年間又は5年間とします。

5 先端設備等の導入の促進に当たって配慮すべき事項

ア 人員削減を目的とした取組については対象から除きます。

イ 魚沼市暴力団排除条例の趣旨に反する事業については対象から除きます。

ウ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項に規定する風俗営業又はこれに類する事業については対象から除きます。

エ 市税を滞納している者からの申請は対象から除きます。